

**令和5年度
指定障害福祉サービス事業者等集団指導
【報酬算定に係る留意事項等について】**

サービス共通 編

**令和6年2月
明石市福祉局生活支援室障害福祉課**

目次

1. 各種手続きについて	
(1)新規指定申請	P 3
(2)変更届	P 4
(3)廃止・休止・再開の届出	P 6
(4)指定更新申請	P 6
(5)加算届	P 7
(6)その他	P 8
(7)各種手続き及び様式の掲載について	P13
2. 報酬算定上の留意事項について	P14

1. 各種手続きについて

(1)新規指定申請

～申請から指定までの流れ～

① 事前相談

- 事業開始予定日の前々月の1日までに、事前相談の予約を済ませてください（予約がなければ対応できない場合があります）。事前相談の際には、**指定申請事前相談シート及び事業予定物件の平面図**が必要です。
- 従業者の資格要件について事前確認を希望される場合は、資格証及び実務経験証明書の写しをご持参ください。

② 申請受付

- 指定申請書類は、事業開始予定日の**前々月15日まで**に持参又は郵送で提出してください。申請に必要な書類及び作成手順については、『明石市指定申請のてびき』をご確認ください。
- 『明石市指定申請のてびき』と申請様式は明石市ホームページに掲載しております。
(https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai_fu_ka/jigyousyo-sitei/20171204.html)

③ 書類審査

- 書類の補正や不足がある場合は随時連絡します。速やかに対応してください。

④ 指定通知

- 書類審査完了後、指定通知書を送付します。

1. 各種手続きについて

(2)変更届

① 変更届について

- 指定された事業所について、法令で定める事項（事業所の名称、電話番号、管理者、サービス管理責任者、サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員の氏名、住所など）に変更が生じたときは、変更のあった日から**10日以内**に変更届を提出してください。

※サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が不在となる場合は、障害福祉課にご連絡ください。

② 指定変更申請が必要な場合

- 以下に該当する場合は、**変更日の前々月15日まで**に届出をお願いします。
- 生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスの**定員が増加**するとき。
- 指定障害者支援施設が、**施設障害福祉サービスの種類を変更**または**入所定員（施設障害福祉サービスの「施設入所支援」及び「生活介護」に限る。）を増加**させるとき。

※入所定員の減少、「施設入所支援」及び「生活介護」以外の施設障害福祉サービスの増加は、指定変更申請ではなく変更届を提出してください。

1. 各種手続きについて

(2)変更届

③ 事前連絡が必要な場合

- 以下に該当する場合は、**変更予定日の1か月前まで**に届出をお願いします。変更の予定日が決まり次第、障害福祉課にご連絡ください。
- 事業所の所在地を変更する場合（移転）
- 事業所の平面図並びに設備の概要を変更する場合
- 従たる事業所を追加又は移転する場合
- 共同生活住居（サテライト型住居含む）を追加又は移転する場合
- 利用定員が増加する場合

※生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスの場合は**指定変更申請**が必要です。

- 共同生活援助事業の類型を変更する場合
- 短期入所事業の種別を変更する場合

④ メールアドレスの変更

- メールアドレスを変更した場合は、登録メールアドレス変更届を提出してください。

1. 各種手続きについて

(3)廃止・休止・再開の届出

- 廃止・休止する場合は、廃止・休止する日の1月前までに届け出なければなりません。
- ※指定障害福祉サービス事業者は、事業廃止・休止の際、引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、他の事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければなりません。
- ※複数サービスを行っている多機能型事業所のうち、いずれかの事業のみを廃止にする場合、残った事業の多機能型の解除、運営規程の変更等の手続きが必要な場合があります。
- 再開する場合の届出書の提出期限は再開後10日以内ですが、事前に障害福祉課に相談してください。

(4)指定更新申請

- 指定の有効期間は指定の日から6年間となっています。事業の継続を希望する場合は、必要書類を提出してください。
- 更新を申請しなければ指定が失効し、新規で指定申請をしなければなりません。
- 更新期限の2か月前頃に明石市から更新を案内します。

1. 各種手続きについて

(5)加算届

① 通常に加算

(一)算定される単位数が増える場合

毎月15日まで（郵送の場合は必着）…翌月から算定開始

(二)算定される単位数が減る場合、又は算定されなくなる場合

速やかに提出…単位数が減る（又は算定されなくなる）事実が発生した日から適用

②前年度実績に基づき決定される基本報酬及び加算

4月15日までの提出…4月から算定

※4月16日以降の提出は4月から算定可能ですが、データが反映されていない場合に過誤調整や翌月請求が必要となります。

※就労継続支援A型、就労継続支援B型の基本報酬算定区分に関する届出書類は、算定区分に変更がない場合であっても、**毎年度届出が必要**です。

1. 各種手続きについて

(6)その他

① 障害福祉サービス等情報公表システム（ワムネット）

- 障害福祉サービス等情報公表制度は、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択、事業者のサービスの質の向上等に資するため、障害者総合支援法等に規定されているものです。事業所は、明石市に対して障害福祉サービスの内容等を毎年度報告することが義務付けられています。
- 登録内容の変更は随時編集・申請してください。
- **毎年度1回更新**が必要です。登録内容に変更がない場合も「承認申請する」をクリックしてください。

☆ 明石市からの障害福祉サービス等情報公表制度に関するお知らせをご確認ください。

明石市 障害福祉サービス等情報公表制度

検索

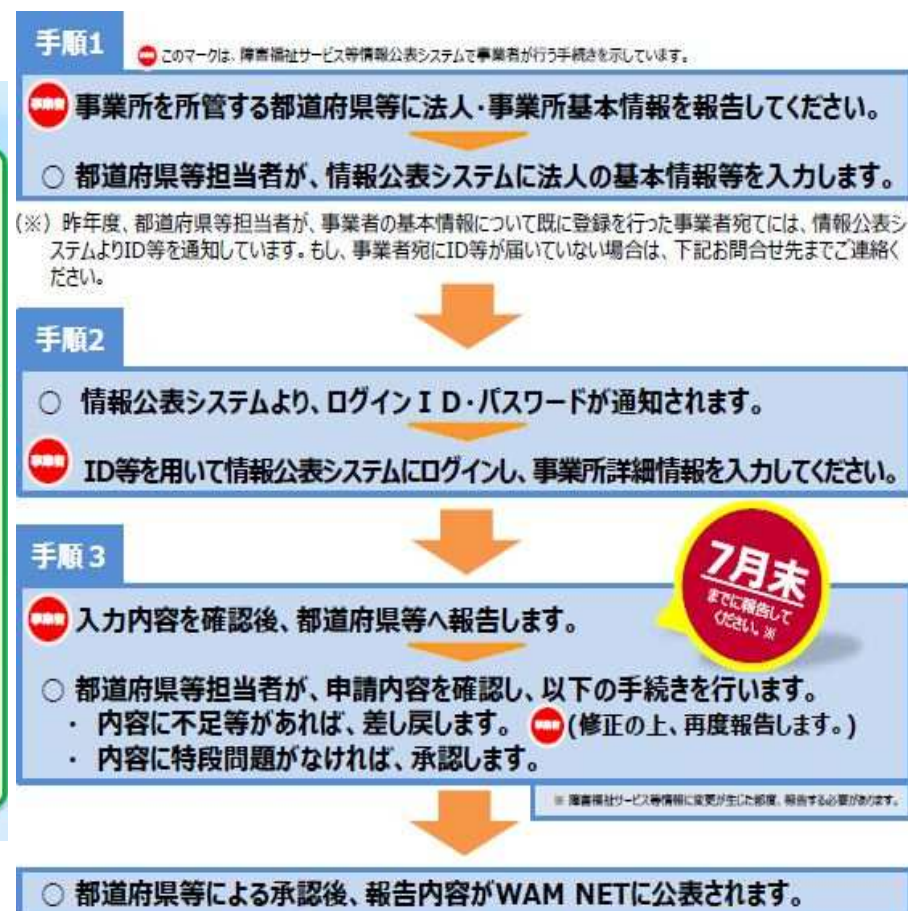
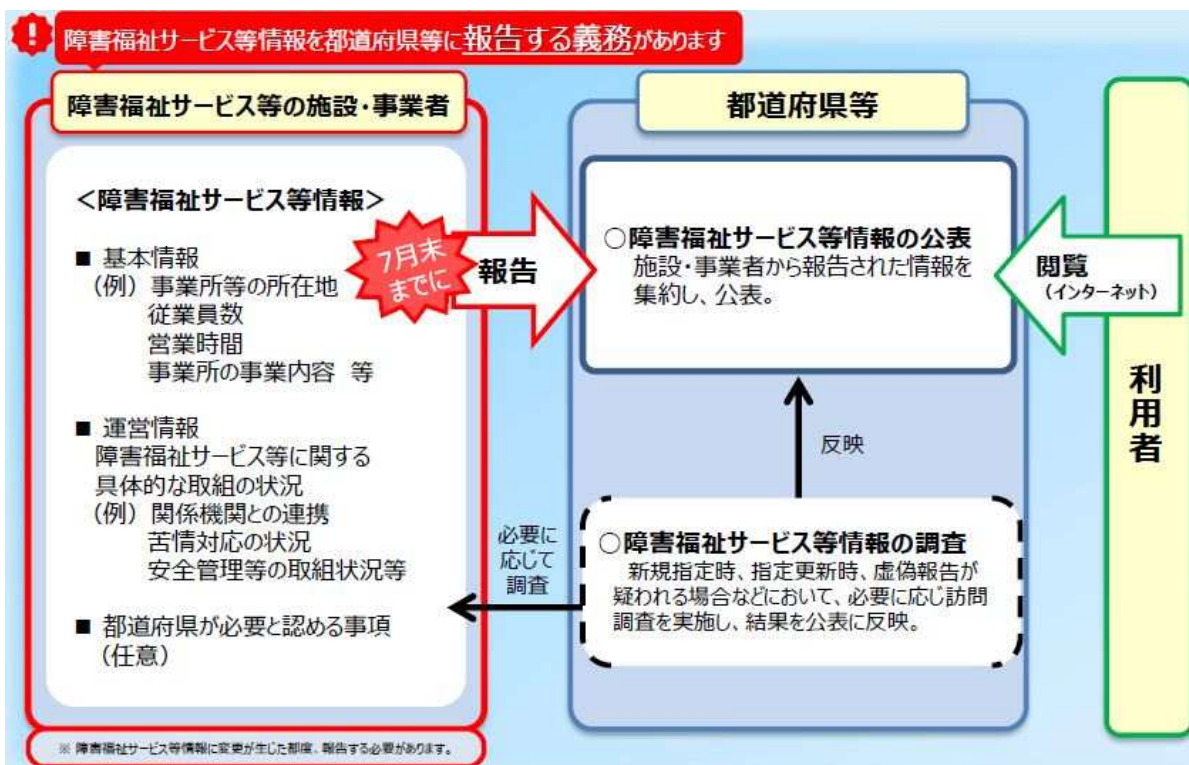
☆ WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）等の資料を掲載していますので、是非ご利用ください。

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>



1. 各種手続きについて

(6)その他



1. 各種手続きについて

(6)その他

② 災害時情報共有システム

- 災害情報共有システムは、災害発生時に、事業所の被災状況を事業所と自治体、国（厚生労働省・こども家庭庁）の間で情報共有するためのシステムです。国を通じて被災状況の報告を求められた際に、事業所のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、事業所の被害状況を知らせることができます。
- 災害時緊急連絡先メールアドレスを登録する必要があります。**初回登録時は、明石市より送付した「施設情報登録用様式」に緊急連絡先を入力**してください。登録済の緊急連絡先メールアドレスを変更する場合は、変更申請をお願いします。
- 本システムの利用にあたっては、**障害福祉サービス等情報公表システム（ワムネット）の登録が必要**です。

災害時情報共有システム関係連絡版URL

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/jigyo/>

1. 各種手続きについて

(6)その他

災害発生時の被災状況の報告の仕組みが変わります！
(簡単・スピーディーに！)

WAM
独立行政法人福祉医療機構

PC・スマホから、被災内容が報告できる

災害時情報共有システム

をご利用ください！

地震や台風などが発生したら・・・？

災害が発生すると、自治体から被災状況の報告を求めるメール（※）が届きます。メールを受信したら、メール内のURLをクリックし、被災状況の報告（被害のあり・なしや被災内容）を行ってください。

このメールアドレスからメールが届きますので受信設定をお願いします。

Jido-saigai@wamnet.wam.go.jp

（※）厚生労働省（こども家庭庁）が本システムに登録をした災害時に、メールが送信されます。（メールは、自治体の本システムに登録をした皆さまのメールアドレス宛てに、送付されます。）

特徴 ①

メールが届いたらURLをクリック！IDやパスワードの入力は不要です！（すぐに報告できます！）

特徴 ②

時間の経過で変化する被災状況について、都度、最新状況の登録が可能です！

1. 各種手続きについて

(6)その他

③ 業務管理体制整備の届出

- 平成24年度より、すべての指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備※とその届出が義務づけられています。

※指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。

- 障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出を届出する必要があります。

【障害者総合支援法に基づくもの】

ア 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設（法第51条の2）

イ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（法第51条の31）

【児童福祉法に基づくもの】

ウ 指定障害児通所支援事業者（法第21条の5の25）

エ 指定障害児入所施設（法第24条の19の2）

オ 指定障害児相談支援事業者（法第24条の38）

- 届出内容である法人代表者、法令遵守責任者、法人名称、事業所名称、事業所所在地等を変更した場合は、変更の届出を行う必要があります。

1. 各種手続きについて

(7)各種手続き及び様式の掲載について

- 障害福祉サービス事業者各種手続き

https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai_fu_ka/jigyousyo-sitei/20171128-1.html

ホーム > 健康・福祉 > 障害者 > 障害福祉サービス等の事業所指定等について > 障害福祉サービス事業者各種手続き

- 障害児通所支援事業者各種手続き

https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai_fu_ka/jigyousyo-sitei/jidou-20190121.html

ホーム > 健康・福祉 > 障害者 > 障害福祉サービス等の事業所指定等について > 障害児通所支援事業の事業所指定等について

2. 報酬算定上の留意事項について

- 障害福祉サービス等を提供した際の報酬の額は、報酬告示で示されています。基本報酬及び各種加算について、算定の根拠となる指定基準、**報酬告示及び留意事項通知等で算定要件を満たしているか確認**してください。
- 加算の算定に際しては、間違いや勘違いによって後々過誤調整による返還等がないよう、事前に報酬告示、留意事項通知及びQ & A等を確認してください。
- 加算については、届出だけでなく、個別支援計画への位置付け、利用者への同意、具体的な支援内容等の記録等が必要な場合があります。要件等を確認の上、**根拠となる記録等を保管**してください。
- 毎月の請求時にも加算の算定要件を満たすか、必要な支援を実施した記録が適切に保管されているか等、事業者における確認体制が必要です。
- 報酬告示に定められた要件を満たさずに請求した場合は、返還対象となる可能性があります。報酬告示等を十分理解し、算定要件等を把握した上で請求事務を行ってください。

2. 報酬算定上の留意事項について

【報酬に係る算定基準】

	報酬告示	留意事項通知
障害福祉サービス等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第124号）	
計画相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第125号）	
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）	
障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第126号）	